

平成 2 8 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

平成 2 8 年 9 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度、8月1日、12日の2日間の日程により、8の事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

平成28年9月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	4
参考資料 1	愛川町行政評価実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	12
参考資料 2	平成 2 8 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	18
参考資料 3	平成 2 8 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領...	23
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	25

1 外部評価の位置づけについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月 策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「平成28年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 8事業（事務事業評価5件、特定分野評価3件）
- (2) 評価体制 委員会を2班に分け、4事業ずつ評価を実施したうえ、最終的に全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり50分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

- (1) 評価区分別件数

	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	合計
第1グループ	1	0	2	1	0	0	4
第2グループ	3	0	1	0	0	0	4
合 計	4	0	3	1	0	0	8

(2) 評価及び意見等の一覧

○ 第1グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
1-1	特定健康診査等 事業費（国保）	現状 維持	本事業は生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費の削減につながるなど、意義の大きい事業であり、引き続き受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の割合が、県平均より高い理由、地域性を調べるなど、効果的に事業を進めてほしい。
1-2	紙おむつ購入費 助成事業補助金 （介護）	縮小	町の財源が潤沢ではない中、国、県の補助金を有効に活用して各種の任意事業を行うなどの観点から、本事業としてはやむを得ず縮小とするが、他の任意事業や町独自の事業を含めた再構築を検討し、効果的、効率的に高齢者福祉の充実を図ってほしい。
1-3	畜産振興事業費	改善	畜産会と協議の上で、必要な補助制度は維持しつつ、より効率的・効果的に事業を進めるための現実的な改善策を実施すべき。
1-4	耐震改修促進事業費	改善	大地震が続く中、住民には、不安な気持ちがあっても、費用の面などで耐震改修に踏み切れない実情がある。耐震化率の目標値達成のためにも、耐震改修の促進につながる、より良い制度への改善を図るべきである。

○ 第2グループ

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
2-1	小児医療費助成 事業費	現状 維持	子育て世帯の経済的負担の軽減は図られているが、持続可能な制度としていくためにも、ジェネリック医薬品や「かかりつけ医」の推奨、過度な診療の抑制の啓発などにより、医療費の適正化を図りつつ、事業を継続していくことが必要である。
2-2	教職員指導研修 活動関係経費	現状 維持	「教師力グレードアップサマーゼミ」については、より良い研修とするため、夏休み以外の開催や学校との共催などの見直しをしていくべきであるが、これは通常業務の範囲内で行うことであるため、評価区分は現状維持とする。また、県への負担金など他の経費については、その詳細を把握し、真に必要な事業への負担金の支出を見極める必要がある。
2-3	乳児用チャイルドシート購入費 助成金	現状 維持	現状の事業を継続するとともに、リサイクル品を対象とするなど、利便性や波及効果を高めるための方策について研究すべきである。
2-4	子供会等集団資源回収事業奨励 金	改善	子供会以外の団体も資源回収の活動に取り組んでいる実態に鑑み、事業名称の変更や、より幅広い町民参加の促進などの改善を行うとともに、いっそうの環境教育・啓発による意識改革の促進など、資源化率を向上させ、焼却に係る処理費用の削減につなげてほしい。

4 対象事業ごとの外部評価結果

①事業番号	1-1	②事業名	特定健康診査等事業費（国保）				
③事業の目的	40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、主にメタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施し、その要因となっている生活習慣を改善させ、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防する。						
④事業の内容	国の基準に基づく必須診査並びに医師の判断に基づき選択的に実施する選択診査を、厚木医師会加入の協力医療機関において個別に実施する。						
⑤実績	成果指標	特定健康診査受診率					
	実績値(H27)	37.3%					
⑥ヒアリングの主な内容	○本町の受診率は向上しており、例年、県平均を上回っている一方で、生活習慣病による医療費の割合が高いということだが、その理由は。 ⇒本町の1人当たり医療費は全国平均より低く、県平均より高い。医療の高度化により、医療の質が向上する一方で医療費が増える傾向がある。 ○受診率が高いと、町に対する国や県の補助金が増えるのか。 ⇒前年度より受診率が向上すると、調整交付金が増加する。 ○他市町村などの受診率向上の取組状況は。 ⇒国は60%を目標としているが、大都市で20%程度に留まる市もあるなど、思うように進んでいない状況もある。 ○平成25年度の受診率が低下した理由は。 ⇒不明である。						
⑦主な意見	○生活習慣病の割合が、県平均より高い理由、地域性を調べるべき。 ○本事業は生活習慣病の重症化を防ぐなど、意義の大きい事業である。 ○自覚症状がないと検診に行かないなど、住民の関心が高くない中で、受診率が向上しており、所管課の努力が認められる。 ○法定事務であり、根本的な改善は難しい。外部評価の対象としてふさわしくないのでは。						
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	4人	人	人	人	人	人	
⑩グループの評価案	現状維持		⑪委員会の最終評価			現状維持	
⑫今後の方向性に係る意見等	本事業は生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費の削減につながるなど、意義の大きい事業であり、引き続き受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の割合が、県平均より高い理由、地域性を調べるなど、効果的に事業を進めてほしい。						

①事業番号	1-2	②事業名	紙おむつ購入費助成事業補助金（介護）				
③事業の目的	在宅の要介護・要支援認定者に対し紙おむつ等を支給し、高齢者及びその家族の精神的負担及び経済的負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図る。						
④事業の内容	1ヶ月の購入費8,000円を限度に、9割または8割を助成。現物給付（毎月配達）と償還払がある。【対象品目】紙おむつ、尿取りパッド						
⑤実績	成果指標	紙おむつ購入費助成事業利用者					
	実績値(H27)	362人					
⑥ヒアリングの主な内容	○厚木市は、本町と比較して要介護・要支援の人数は相当多いのに利用者が少ないのは、厚木市のほうが対象者の範囲が狭いからか。 ⇒そのとおり。 ○本町が対象を広げすぎ、事業費が不足するため縮小することか。 ⇒国、県の補助金の算定方法が変わったことが背景にある。この事業は自治体の判断で実施する任意事業の1つで、町の財源が潤沢ではない中、国、県の補助金を有効に活用して各種の任意事業を行うために見直すもの。他市町村では、助成額や助成方式はさまざまであり、対象者は医師意見書や所得、要介護度などで制限されている。こうした状況を見つつ、本町の受益者負担を見直すべきと考えている。 ○他市町村より対象が広いのは、なぜか。 ⇒政策的な理由と思われる。補助事業開始当初の平成14年度は、対象者もそれほど多くはなかった。 ○具体的にどのように縮小することを考えているか。 ⇒要介護度で対象者を絞ることや、補助率の縮小などを考えている。なお購入額の平均は1月あたり5～6千円程度である。 ○仮に厚木市と同じ程度の対象者に縮小した場合、本町では、単純計算で20～30人程度になるということか。 ⇒そうだが、そこまで縮小すると福祉の停滞につながるおそれもあるため、慎重に対応したい。 ○平成28年度の事業費の財源に国、県の補助金が計上されていないのは、別の事業で使い切ってしまうということか。 ⇒当初予算では補助金全体で1,200万円を見込んでいるが、決算の段階にならないと、本事業への充当額は決まらない。 ○自己負担額（1割）の導入が利用者の減少につながったのか。 ⇒原因の一つでもあるが、利用者の入院、転出、死亡等により補助対象外となるケースもあり、目まぐるしく変化する。						
⑦主な意見	○高齢者が増加している中で、高齢者福祉の後退と捉えられがちである。住民の理解が得られるか。現状維持や再構築とするべきでは。 ○要支援・要介護以外で紙おむつを使う人も多い。 ○所管課の説明を聞くと、縮小でもやむを得ないと思う。 ○かなちゃん手形への補助、マッサージ、介護者の文化会館への招待など、他の任意事業や町独自の事業を含め、再構築を行うべきである。						
⑧評価の決定に伴う採決	☒ 実施した ☐ 実施していない						
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	0人	0人	1人	2人	1人	0人	
⑩グループの評価案	縮小			⑪委員会の最終評価		縮小	
⑫今後の方向性に係る意見等	町の財源が潤沢ではない中、国、県の補助金を有効に活用して各種の任意事業を行うなどの観点から、本事業としてはやむを得ず縮小とするが、他の任意事業や町独自の事業を含めた再構築を検討し、効果的、効率的に高齢者福祉の充実を図ってほしい。						

①事業番号	1-3	②事業名	畜産振興事業費				
③事業の目的	町内の畜産農業の振興を図る。						
④事業の内容	町が、町畜産会に対し、畜産経営安定対策事業補助金（畜産農家の飼料安定基金負担金一部助成）及び家畜予防接種（家畜伝染病予防注射）対策事業補助金を交付し、町畜産会が町内畜産農家に対し助成している。						
⑤実績	成果指標	町畜産農家飼養頭羽数					
	実績値(H27)	636, 790（頭・羽）					
⑥ヒアリング の主な内容	○現在、町内産飼料はどのようなものが栽培されているのか。 ⇒牛用のトウモロコシが一番多い。豚、鳥についても、町内産飼料活用の余地があると考えている。 ○町内産飼料で必要な量を賄えるのか。 ⇒町内産飼料だけですべてを賄うことは難しいが、決められた頭数だけでも町内産飼料を活用することで、畜産物の付加価値を高めることができると考えている。また、耕作放棄地を飼料生産に活用していただければ、耕作放棄地対策にもなると考えている。 ○農家の飼料代は相当の額にのぼり、補助率が低く効果が見えないという課題の解決につながらないと思うが。 ⇒加工品販売にかかる費用の補助なども含めて考えている。 ○畜産経営安定対策事業補助金、家畜予防接種対策事業補助金は再構築できるのか。農業経営が厳しい中で、むしろ補助金額を上げるべきでは。 ⇒畜産会と協議を進める必要があるが、可能と考えている。農家数が減少する中で、生産意欲を高めるため、農家数が減っても補助が増やせるような制度設計を考えたい。すでに加工品を独自に生産して頑張っている事業者もあるので、そうした事業者の支援もしていきたい。 ○畜産会は農協と農政課が事務局となっているが、どのような現状か。 ⇒現在、主に町が事務局を担っている。 ○畜産会に加入していない畜産農家はあるのか。 ⇒把握しているのは酪農1戸である。 ○飼料代の他に、畜産経営において大きな比重を占めるものは何か。 ⇒糞尿などが出るので、たい肥化なども考えられる。						
⑦主な意見	○6次産業化というと、言葉の聞こえは良いが、他業種との間での人間関係形成、連携など、息の長い取り組みが必要であり、現実的には難しい。 ○飼料代は為替相場による変動が激しく、経営安定化は必要である。 ○耕作放棄地対策に取り組む主体がいなければ、結局は畜産事業者の負担になってしまう。 ○補助金を団体ではなく個人に支払うことは、課題もあると思う。 ○事業を一旦廃止し、別の方法を再構築するというのは、非常に難しく、現状を少しずつ改善していくのが良いのではないかな。						
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	人	人	4人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る意見等	畜産会と協議の上で、必要な補助制度は維持しつつ、より効率的・効果的に事業を進めるための現実的な改善策を実施すべき。						

①事業番号	1-4	②事業名	耐震改修促進事業費				
③事業の目的	木造住宅の耐震化の促進を図り、住民が安心して住める環境づくりや災害に強いまちづくりを目指す。						
④事業の内容	耐震診断：一戸に対し診断費用の1／2（限度額4万円）を助成 耐震改修：一戸に対し改修工事費用の1／2（限度額50万円）を助成						
⑤実績	成果指標	住宅の耐震化率					
	実績値(H27)	78.3%					
⑥ヒアリングの 主な内容	○補助金の交付実績が少ない割に、耐震化率の実績値が高いのでは。 ⇒耐震化率は、町全体の棟数13,739棟に対し、耐震性のある新耐震基準の建物や、旧耐震基準でも耐震性がある建物、耐震改修工事を行った建物が10,763棟で、耐震化率は78.3%である。また、旧耐震基準の建物が2,976棟という実績値になっている。 ○過去の補助金交付実績は。 ⇒平成25年度：診断3件、改修3件、平成26年度：診断3件、改修1件、平成27年度：実績なし。 ○95%という高い目標値を掲げているが、本事業は現状維持で良いのか。融資、利子補給なども考えるべきでは。 ⇒補助額は他の町村と同水準であり、本町の財政規模からもこれ以上の増額は難しいと思う。家屋は個人の財産であり、子世帯との同居の機会に建て替えたいなど、所有者の意向もある。国庫45%、県費22%の補助も受けており、補助制度の動向も見ながら考えたい。また高齢者が対象の無担保融資制度があるようなので、案内できるようにしたい。 ○増築を行った場合、改修費補助は増築部分以外が対象となるのか。 ⇒従来は昭和56年以降に増築を行っている建物は、補助対象としていなかったが、平成28年4月からは、増築部分の面積が既存部分の1／2以内であれば補助対象となるよう、基準を見直した。 ○耐震診断を受けずに改修を行う場合は、補助対象となるのか。 ⇒補助対象とならない。 ○昭和56年以前に建築された建物は、ほとんど耐震化が必要なのか。 ⇒耐震化が必要ない場合もあるが、まれである。 ○町の施設で耐震化されていないものはあるか。 ⇒22棟あり、耐震化率は84%である。 ○耐震改修工事ができる業者は不足していないのか。 ⇒不足はしていない。 ○本町は地盤が良いので、それほど心配ないと聞いたことがあるが。 ⇒地盤は安定しているが、耐震化されていない建物はやはり危険である。また断層の近くでは大きな被害が出る可能性がある。						
⑦主な意見	○耐震化を行っていない住民には、不安があっても、今後住み続ける年数や費用の面を考えると改修に踏み切れない現実がある。 ○個人の財産への補助であり、補助率は今以上引き上げるべきではない。 ○大地震が続き、住民も地震への恐怖がある。使いやすい制度にすべき。						
⑧評価の決定に伴う採決		■実施した □実施していない					
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	1人	人	3人	人	人	人	
⑩グループの評価案	改善		⑪委員会の最終評価		改善		
⑫今後の方向性に係る 意見等	大地震が続く中、住民には、不安な気持ちがあっても、費用の面などで耐震改修に踏み切れない実情がある。耐震化率の目標値達成のためにも、耐震改修の促進につながる、より良い制度への改善を図るべきである。						

①事業番号	2-1	②事業名	小児医療費助成事業費				
③事業の目的	0歳から中学校3年生までの児童の通院・入院費の保険適用の自己負担分を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。						
④事業の内容	対象者に医療証を交付し、通院、入院費の保険適用の窓口負担分を助成する（所得制限なし・一部負担金なし）。						
⑤実績	成果指標		医療証交付者数				
	実績値(H27)		4, 6 6 6人				
⑥ヒアリング の主な内容	○小児医療費助成事業を利用した人数と割合、医療費の最高額は。 ⇒H27実績で67, 345件、述べ件数であり実人数は不明。医療証交付率は88%（交付者数4, 666人／対象年齢人口5, 285人）。生活保護受給者など、他の制度の利用者がいるため100%にならない。医療費の最高額は、31日間の入院で99, 549円を助成（H27実績）。 ○国保会計への国庫補助金減額の影響は。 ⇒6, 139, 694円の減額影響（H27実績）。ペナルティ的なもの。 ○H27とH28を比較し医療証交付者数は減、予算額は増の理由は。 ⇒医療費の請求は2か月遅れとなり、拡大初年度のH27年度はH27年6月～H28年3月の10か月分、H28年度は通年の12か月分のため。 ○H27年度から所得制限なしとしたが、財政的な影響は。 ⇒中学生の入院2件、496, 347円で、財政的な影響は少ない。 ○所得制限を設けない政策的な目的（積極的な理由）は。 ⇒少子化対策として、子育て世帯のより一層の経済的負担の軽減と人口増加を図るため、所得制限を導入せずに実施。 ○県央地域市町村（相模原市除く）の状況は。 ・通院、入院とも中3までで所得制限なし ⇒厚木、海老名、清川、愛川 ・通院、入院とも中3までで所得制限あり⇒大和 ・通院は小6まで、入院は中3までで所得制限なし⇒綾瀬 ・通院は小6まで、入院は中3までで所得制限あり⇒座間 ・通院は小4まで、入院は中3までで所得制限あり⇒秦野、伊勢原 ○県補助金の対象経費、所得制限の状況は。 ⇒通院は小学校就学前まで、入院は中3までの医療費助成額等。所得が646万円以上で対象外（扶養人数3人の場合）。						
⑦主な意見	○子育て世帯の経済的負担軽減に資する事業である。 ○多額の費用を要しているため、適正な利用について啓発が必要。 ○国保会計の国庫補助金減額について、国へ改善を要望すべき。						
⑧評価の決定に伴う採決			■実施した □実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	4人	人	1人	人	人	人	
⑩グループの評価案	現状維持			⑪委員会の最終評価		現状維持	
⑫今後の方向性に係る 意見等	子育て世帯の経済的負担の軽減は図られているが、持続可能な制度としていくためにも、ジェネリック医薬品や「かかりつけ医」の推奨、過度な診療の抑制の啓発などにより、医療費の適正化を図りつつ、事業を継続していくことが必要である。						

①事業番号	2-2	②事業名	教職員指導研修活動関係経費			
③事業の目的	教職員の資質向上を図る。					
④事業の内容	・町内小中学校教職員に必要な教育課題や学校運営等に関する研修として、「教師力グレードアップサマーゼミ」「初任者研修会」等を実施。 ・県下及び厚木愛甲地区の各種教育団体が主催する研究会・研修会で、本町の教職員の資質向上に資するものに対し、負担金等を支払う。					
⑤実績	成果指標	教師力グレードアップサマーゼミへの参加人数				
	実績値(H27)	280人				
⑥ヒアリング の主な内容	○具体的にどのような研修事業があるのか。 ⇒教育委員会主催で40数件の研修等を実施。このうち「自主参加ワークショップ型研修」として、「教師力グレードアップサマーゼミ」を開催。初任者研修などその他の研修は、階層ごとに行っている。 ○参加率について。 ⇒「教師力グレードアップサマーゼミ」については、小中学校全教員約210名中50名前後の参加で、20～30%の参加率である。 ○自主参加だけではなく、学校長の推薦等を検討しては。 ⇒自主参加が基本だが、多くの教員が参加できる方策を検討したい。 ○「教師力グレードアップサマーゼミ」の開催回数の減理由は。 ⇒各学校単体での研修や、小中一貫教育関連の研修を実施したため。 ○講師の選定方法は。 ⇒講師の研修に参加し評価するほか、評判や著作物などから選定。 ○一般財源2百数十万の内訳は。 ⇒「教師力グレードアップサマーゼミ」の講師謝金は10万円程度、その他は、県などに対する研修関連の負担金等で、町自らの改善は困難。 ○「教師力グレードアップサマーゼミ」の具体的な改善方策は。 ⇒受講者アンケートの結果を反映し、講師やテーマを選定していく。 ⇒学校との共催、夏休み以外の実施など開催方法・時期等の見直し検討。					
⑦主な意見	○評価対象事業は「教職員指導研修活動関係経費」であるが、事業費的にもごく一部である「教師力グレードアップサマーゼミ」を中心とした説明で、他の大半は、県などに対する研修関連の負担金等であるため、自ら改善を図ることが困難とのことで、事業全体の評価は難しい。 ○「教師力グレードアップサマーゼミ」については、受講者の満足度も高く、開催方法などに改善を加えることで、より良い内容への見直しが可能。					
⑧評価の決定に伴う採決		☐ 実施した ☒ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持			⑪委員会の最終評価		現状維持
⑫今後の方向性に係る意見等	「教師力グレードアップサマーゼミ」については、より良い研修とするため、夏休み以外の実施や学校との共催などの見直しをしていくべきであるが、これは通常業務の範囲内で行うことであるため、評価区分は現状維持とする。また、県への負担金など他の経費については、その詳細を把握し、真に必要な事業への負担金の支出を見極める必要がある。					

①事業番号	2-3	②事業名	乳児用チャイルドシート購入費助成金			
③事業の目的	自動車乗車中の乳児を交通事故の被害から守るとともに、チャイルドシートの着用促進を図る。					
④事業の内容	養育者に対し、チャイルドシート購入費の一部（上限：税込5,000円）を助成する（申請期限：対象児童が満1歳に達する日まで）。					
⑤実績	成果指標	チャイルドシート購入補助を受けた人数				
	実績値 (H27)	91人				
⑥ヒアリング の主な内容	○新品のみが対象となっている理由は。 ⇒リサイクル品の性能・安全性についての確認が難しいと考えている。 ○新品の金額の相場はどの程度か。 ⇒2万～3万円程度が相場、高いものでは6～7万のものもある。 ○町内で販売している店舗は。 ⇒町内は把握していない。厚木市内の店舗やインターネットでの購入が多い。 ○6歳まで同じ製品の利用は可能か。 ⇒子どもの成長に応じ買い替えるものとする。長期間利用できる製品もあるようである。 ○チャイルドシート着用の義務は。 ⇒6歳未満が原則着用義務あり。 ○以前は1年間のレンタル方式であったが全て新品だったのか。 ⇒全て新品とは限らなかったようである。					
⑦主な意見	○年齢に応じた製品であり、使用可能期間も限られることから、リサイクル品の需要も高いと思われるため、補助対象とすることについて課題を整理し研究してはどうか。 ○町内における消費拡大の観点から、町内での販売を促進し、購入に繋げる方策を研究してはどうか。 ○6歳未満は原則チャイルドシートの着用義務があるので、ニーズは継続してある。					
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	5人	人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	現状維持			⑪委員会の最終評価		現状維持
⑫今後の方向性に係る意見等	現状の事業を継続するとともに、リサイクル品を対象とするなど、利便性や波及効果を高めるための方策について研究すべきである。					

①事業番号	2-4	②事業名	子供会等集団資源回収事業奨励金			
③事業の目的	ごみの減量化と資源化の推進及び住民の環境美化意識の高揚を図る。					
④事業の内容	家庭から排出される有価物の回収（集団資源回収）及び地域に設置されている紙類再資源化収納庫の管理を行っている町内会、子供会等の地域の団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付している。					
⑤実績	成果指標	資源化率				
	実績値(H27)	24.83%				
⑥ヒアリング の主な内容	○子ども会、町内会などの取り組み実績（H27年度）は。 ⇒集団資源回収は43団体により53回実施し、回収量は95t。紙類再資源化収納庫は、収納庫71基、374回、回収量は477t。 ○団体数の減少要因は。 ⇒少子化の影響による子ども会の解散の影響が大きいと考える。 ○1次評価の「幅広い団体の参加」、「少量の回収」の具体案は。 ⇒スポーツ・文化団体、町民公益団体などを想定。具体的な検討はしていないが、現在の300kgを改善する余地はある。現在実施している団体と競合しないよう、調整する必要がある。 ○厚木市への焼却処理手数料との比較は。 ⇒厚木市への手数料は22円/kgであり、資源化率が上昇すれば、焼却費用は減少する。 ○他の資源化率向上に資する方策は。 ⇒資源ごみである剪定枝について、収集日以外に出された場合は回収しないなど、取り扱いを厳格にしたところ、効果があった。					
⑦主な意見	○奨励金単価の増や幅広い住民参加による集団資源回収の活性化を含め、資源化率を向上させる方策を総合的に検討する必要がある。 ○厚木市への手数料を考えれば、資源化率の向上は必須である。 ○奨励金の単価の増は、よほどの金額アップでない限り収集量の増は期待できないのではないかと考える。 ○資源化率を上げるためには、日々のごみ出しルールの徹底が必要。 ○資源化率に占める集団資源回収量は少ないが、集団資源回収の活性化により、資源化に対する意識改革は可能である。					
⑧評価の決定に伴う採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	2人	3人	人	人	人	人
⑩グループの評価案	拡充		⑪委員会の最終評価		改善	
⑫今後の方向性に係る意見等	子供会以外の団体も資源回収の活動に取り組んでいる実態に鑑み、事業名称の変更や、より幅広い町民参加の促進などの改善を行うとともに、いっそうの環境教育・啓発による意識改革の促進など、資源化率を向上させ、焼却に係る処理費用の削減につなげてほしい。					

参考資料 1 愛川町行政評価実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

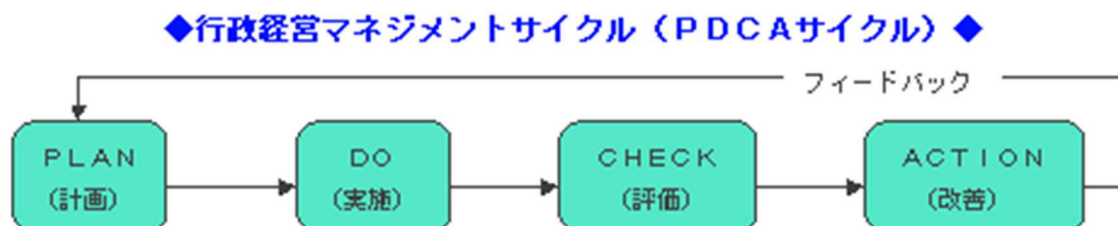
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画、予算編成を所管する企画政策課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、後期基本計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 （事務事業評価の1つの形態）	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

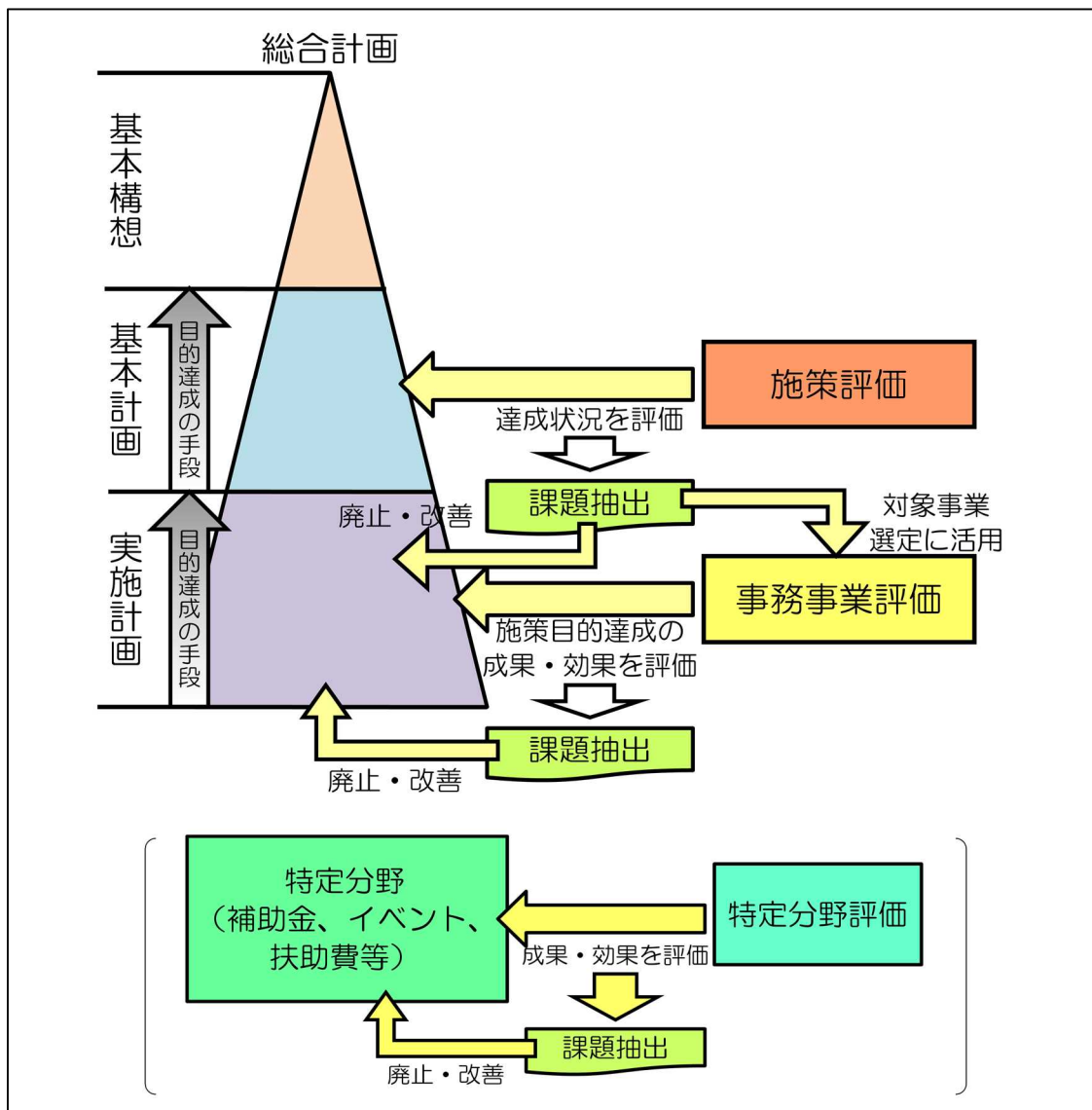
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目（評価の視点）、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 平成28年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「平成28年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。
なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

- ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業
- イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

- ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、原則として、1課あたり事務事業評価・特定分野評価それぞれ1件以内とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明	
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×	
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×	
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×	
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×	受益者負担なし、負担なしが妥当な事業の場合は○。
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。	
事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。	

(2) 有効性

事業等の実施効果を、特定の時点及び基準年度との比較により判定する。平成

27年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上している場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても平成27年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）
有効性	A	成果指標についての平成27年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	- 成果指標についての平成27年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している - 成果指標についての平成27年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての平成27年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い - 成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	- 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い - 費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い - 費用が増加し、成果も低下している
有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ	改善の余地がある
・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	特に見直しを要しない
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき
再構築	・ 現行の事業を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

(4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分

それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同

一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

予算編成方針の策定、平成29年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

8 スケジュール

別添「平成28年度行政評価スケジュール」のとおり。

以上

参考資料3 平成28年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、8事業を対象とする。内訳は次のとおり。

（1）事務事業評価 5事業（全16事業）

（2）特定分野評価（補助金） 3事業（全 7事業）

合計 8事業（全23事業）

※全対象事業の約35パーセントを外部評価対象事業として抽出

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、6人の班と5人の班（2班体制）を編成し、各班のグループリーダーを決定する（事前＝7月4日）。

班ごとに、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見案の決定をする（1日目＝8月1日）。

すべての対象事業についてヒアリング等が終了した後、それぞれの班での評価及び方向性に係る意見の案について、委員全員で審議し、最終的な評価及び方向性に係る意見を決定する（2日目＝8月12日）。

4 評価の実施方法

（1）班ごとによる評価の流れ（1日目＝8月1日）

1事業あたり50分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	10分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	20分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とするべきと考えたか表明し、意見交換する	15分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見案を決定する ※各班のリーダーが取りまとめる。評価が分かれる場合は多数決（同数の場合リーダーが決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、35分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

（事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。）

(3) 評価の取りまとめ（2日目＝8月12日）

委員全員による評価の取りまとめの際には、まず、各班のリーダーが「主な意見」、「その評価とした理由」等について説明する。

基本的には班での評価等の案を尊重しつつ、修正すべき点があるかどうか、全体で審議し、最終的な評価等を決定する。

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。
- (3) 平成28年度は、効率的・効果的な評価を行う観点から、所管課から対象事業の提案を受け付けるとともに、評価件数の絞込みを行っている。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（4月1日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	しの ざき 篠 崎 ひとみ		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	ふじ い ひろ ひこ 藤 井 博 彦	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	くま さか ひろし 熊 坂 博	関係団体等 の代表者	町農業委員会会長
8	やま もと けん ぞう 山 本 健 三		神奈川県内陸工業団地協同組合 常務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	おお ぬき あき こ 大 貫 昭 子		町民生委員児童委員協議会理事
11	さ とう きょう こ 佐 藤 京 子		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長